

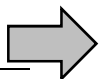
令和6年度高梁市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金のご案内

この支援金は、物価高騰長期化の影響を受けているものの、公定価格により運営されているため、患者、利用者等に光熱水費や食材料費などの負担を転嫁できない医療機関、福祉施設等の安全・安心で質の高い医療、福祉サービス等の維持を目的として、交付するものです。

申請期間
令和6年（2024）4月1日（月）～4月30日（火）
申請方法
・申請書兼請求書に必要事項を記入の上、施設区分ごとに下記担当課まで持参又は郵送してください。 ※郵送の場合は4月30日（火）の消印有効 【提出先】〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地 高梁市役所 地域医療連携課（医療施設等・薬局 担当課） 福祉課（障害福祉施設等 担当課） 健幸長寿課（高齢者施設等 担当課）
提出書類
・令和6年度高梁市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書 ・振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し
お問い合わせ先
【医療施設等・薬局】 地域医療連携課 電話：0866-21-0304 Mail：chiikiiryō@city.takahashi.lg.jp 【障害福祉施設等】 福祉課 電話：0866-21-0284 Mail：fukushi@city.takahashi.lg.jp 【高齢者施設等】 健幸長寿課 電話：0866-21-0299 Mail：kenkochoju@city.takahashi.lg.jp

・申請前に必ず交付要綱・Q&Aをよくお読みになってから申請してください。

裏面【支援金申請にあたっての留意事項】も必ず確認してください。



【支援金申請にあたっての留意事項】

支給要件（次の要件にすべてに対して宣誓又は同意することが必要です。）

- ①対象施設は、別表1に掲げる施設で市内に所在すること。
- ②別表2に掲げる不支給要件に該当しないこと。
- ③令和6年4月1日以前に運営を開始し、申請日時点で運営を継続している施設で、今後も事業を継続する意思があること。
- ④令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に、別表1に掲げる施設区分に応じたサービス提供の実績があること
- ⑤市税に滞納がないこと。
- ⑥申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しないこと。
- ⑦支援金の申請は同一の申請者に対し一度に限ること。
- ⑧申請内容に虚偽がなく、後日不正支給が判明した場合は、支援金の返還に応じること。
- ⑨市が関係書類の指導、調査等を行う際は、誠意をもって対応すること。

※今回申請のご案内をしている施設においても、別表2（不支給要件）に該当する場合など、支給対象とならない場合がありますので、必ず確認をお願いします。

申請書の記載事項

「1 申請者」欄

- ・申請者は、施設名等を省略せず記入してください。

「2 申請額」欄の算定方法

- ・別表1の施設種別・施設形態・施設区分に応じた【分類】A～Fの基準額が申請額となります。
- ・医療施設、障害福祉施設、高齢者施設の一部では病床数、定員数に応じて加算します。

【定数による算定例】 定員50人の高齢者施設の入所施設、介護老人福祉施設の場合
区分番号：04 高齢者施設等—01 入所施設—01 介護老人福祉施設 【分類】A
基準額：2千円／1定員・・・（別表1）より
申請額：2千円×50人＝**10万円**

「3 口座情報」欄

- ・金融機関名、口座名義等は正確に記入してください。
- ・ゆうちょ銀行をご利用の方は、通帳の3ページ目（店名、店番、口座番号）の写しも併せて添付してください。
- ・ネット銀行ご利用の方は、口座情報が分かる画面の打ち出しを添付してください。

「4 誓約（支給要件等チェック項目）」欄

- ・よくお読みいただき間違いなければ全てのチェック欄に✓を記入してください。
（チェックがないものは受け付けることができません。）

その他

- ・本支援金は指定区分ごとの申請が可能です。そのため、一施設に複数の申請案内をさせて頂く場合がありますので、区分番号に応じて適切に申請いただきますようお願いいたします。

※この事業は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として実施します。

別表1

施設種別	施設形態	施設区分	基準額		
			【分類】	金額	
01 医療施設等	01 医療施設	01 病院（100床以上）	A	2千円／1床	
		02 病院（100床未満）	B	4千円／1床	
		03 有床診療所（19床以下）	C	8千円／1床	
		04 無床診療所	D	2.3万円	
		05 歯科診療所			
	02 関係施設	01 指定訪問看護ステーション	E	1万円	
02 薬局	01 その他	01 薬局	E	1万円	
03 障害福祉施設等	01 入所施設	01 施設入所支援	A	2千円／1定員	
		02 共同生活援助			
		03 福祉型障害児入所施設			
		04 医療型障害児入所施設			
		05 短期入所（専用床のみ）			
		06 救護施設			
	02 通所施設	01 療養介護	F	2万円	
		02 生活介護			
		03 自立訓練（生活・機能）			
		04 宿泊型自立訓練			
		05 就労移行支援			
		06 就労継続支援A型			
		07 就労継続支援B型			
		08 児童発達支援（福祉型・医療型）			
		09 放課後等デイサービス			
		10 授産施設			
	03 その他	01 居宅介護	E	1万円	
		02 重度訪問介護			
		03 同行援護			
		04 行動援護			
		05 就労定着支援			
		06 自立生活援助			
		07 居宅訪問型児童発達支援			
		08 保育所等訪問支援			
		09 計画相談支援			
		10 地域移行支援			
		11 地域定着支援			
		12 障害児相談			
	04 高齢者施設等	01 入所施設	01 介護老人福祉施設	A	2千円／1定員
			02 介護老人保健施設		
			03 介護医療院		
			04 短期入所生活介護（専用床のみ）		
			05 短期入所療養介護（みなし指定を除く）（専用床のみ）		
			06 特定施設入居者生活介護※		
			07 認知症対応型共同生活介護		

施設種別	施設形態	施設区分	基準額	
			【分類】	金額
04 高齢者施設等	01 入所施設	08 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	A	2千円/1定員
		09 養護老人ホーム		
		10 軽費老人ホーム		
	02 通所施設	01 通所介護	F	2万円
		02 通所リハビリテーション（みなし指定を除く）		
		03 小規模多機能型居宅介護		
		04 看護小規模多機能型居宅介護		
		05 地域密着型通所介護		
	03 その他	01 訪問介護	E	1万円
		02 訪問看護（みなし指定を除く）		
		03 訪問リハビリテーション（みなし指定を除く）		
		04 居宅療養管理指導（みなし指定を除く）		
		05 居宅介護支援		
		06 福祉用具貸与		

※養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。また、規模判断及び基準額の算定は、特定施設として指定を受けた定員とする。

別表2

(1) 病院及び医科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの
(2) 薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの
(3) 福祉施設（障害・高齢）のうち、行政当局の指定、届出の無いもの